

106 通所介護費

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算	減 算	70/100	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号1)に該当する場合(定められている利用定員を超えた場合) <平成12年厚生省告示第27号1> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
人員基準欠如減算			看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号1)に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合) <平成12年厚生省告示第27号1> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
定員超過・人員基準減算Q&A	① 通所サービスと介護予防サービスについて、それぞれの定員を定めるのか。それとも全体の定員の枠内で、介護と予防が適時振り分けられれば良いものか。その場合、定員超過の減算はどちらを対象にどのように見るべきか。		① 介護給付の対象となる利用者と予防給付の対象となる利用者との合算で利用定員を定めることとしている。例えば、定員20人という場合、要介護者と要支援者とを合わせて20人という意味であり、利用日によって要介護者が10人、要支援者が10人であっても、要介護者が15人、要支援者が5人であっても差し支えないが、合計が20人を超えた場合には、介護給付及び予防給付の両方が減算対象となる。(平18.4版VOL1 問39)
2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	減 算	小規模型又は通常規模型の3時間以上4時間未満の所定単位数の 70/100	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者(平成12年厚生省告示第23号9)に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行った場合 <平成12年厚生省告示第23号9> 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者

107 通所リハビリテーション費

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算			減算 70/100	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号2)に該当する場合(定められている利用定員を超えた場合) <平成12年厚生省告示第27号2> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
人員基準欠如減算				医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号2)に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合) <平成12年厚生省告示第27号2> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
定員超過・人員基準減算Q&A	① 通所サービスと介護予防サービスについて、それぞれの定員を定めるのか。それとも全体の定員の枠内で、介護と予防が適時振り分けられれば良いものか。その場合、定員超過の減算はどちらを対象にどのように見るべきか。			① 介護給付の対象となる利用者と予防給付の対象となる利用者との合算で利用定員を定めることとしている。例えば、定員20人という場合、要介護者と要支援者とを合わせて20人という意味であり、利用日によって要介護者が10人、要支援者が10人であっても、要介護者が15人、要支援者が5人であっても差し支えないが、合計が20人を超えた場合には、介護給付及び予防給付の両方が減算対象となる。(平18.4版VOL1 問39)
2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合			減算 3時間以上4時間未満の所定単位数の 70/100	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者(平成12年厚生省告示第23号11)に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合 <平成12年厚生省告示第23号11> 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者
大規模事業所の場合			減算 90/100	厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚生省告示第26号3)に適合する指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合 <平成12年厚生省告示第26号3> 前年度の1月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。)が900人を超える指定通所リハビリテーション事業所であること。

108 短期入所生活介護費

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜勤について		減算 97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号1)を満たさない場合
定員超過利用減算		減算 70/100	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号3)に該当する場合(利用定員を超えた場合)
人員基準欠如減算			<p><平成12年厚生省告示第27号3> 利用者定数超過又は職員数が基準に満たない場合</p> <p>介護職員若しくは看護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号3)に該当する場合(定める員数をおいていない場合)</p> <p><平成12年厚生省告示第27号3> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合</p>
ユニットにおける職員の配置		減算 1日につき 97/100	<p>ユニット型短期入所生活介護について、厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚生省告示第26号6)を満たさない場合</p> <p><平成12年厚生省告示第26号6> イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><平成11年老企第25号第3の八の4の(10)> ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(「研修受講者」という。)を各施設(一部ユニット型の施設を含む。)に2名以上配置する(ただし2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業所(「ユニット型事業所」という。)とユニット型又は一部ユニット型の指定介護老人福祉施設(「ユニット型施設」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか1施設に限る。)を一体のものみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする。(ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。) なお、平成18年4月1日の時点で上記の要件を満たす研修受講者が2名に満たない施設については、平成19年3月31日までの間に満たせばよいこととする。</p>

109 短期入所療養介護費

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
介護老人保健施設における短期入所療養介護費			
夜勤について		減算 97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号2イ)を満たさない場合
定員超過利用減算		減算 70/100	利用者の数及び入所者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号4イ)に該当する場合(利用定員を超えた場合) <平成12年厚生省告示第27号4イ> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
人員基準欠如減算			医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が厚生大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号4イ)に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合) <平成12年厚生省告示第27号4イ> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
ユニットにおける職員の配置		減算 1日につき 97/100	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費について、厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚生省告示第26号9)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第26号9> イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 <平成11年老企第25号第3の八の4の(10)> ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(「研修受講者」という。)を各施設(一部ユニット型の施設を含む。)に2名以上配置する(ただし2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業所(「ユニット型事業所」という。)とユニット型又は一部ユニット型の指定介護老人福祉施設(「ユニット型施設」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか1施設に限る。)を一体のものとして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする。(ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。) なお、平成18年4月1日の時点で上記の要件を満たす研修受講者が2名に満たない施設については、平成19年3月31日までの間に満たせばよいこととする。

301 介護福祉施設サービス

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜勤について		減算 97/100	<p>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号5イ)を満たさない場合。</p> <p><平成12年厚生省告示第29号5イ> イ 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号ロ(1)の規定を準用する。 <第1号ロ(1)> 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。 A 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が25以下の特別養護老人ホームにあつては、1以上 B 26以上60以下は、2以上 C 61以上80以下は、3以上 D 81以上100以下は、4以上 E 101以上は、4に、100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (2) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号ロ(2)の規定を準用する。 <第1号ロ(2)> 2のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が1以上であること。</p> <p>ロ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号ロ(1)及び(2)を準用。(上記と同様)</p>
定員超過利用減算		減算	70/100
人員基準欠如減算		減算	<p>入所定員を超えること。 (利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第11号イ)</p> <p>施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員について指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条に定める員数をおいていないこと。 (利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第11号ロ)</p>
定員超過・人員欠如 Q&A	① やむを得ない措置等による定員の超過の取扱いについて		① 市町村による措置入所及び入院者の当初の予定より早期の再入所の場合は入所定員の5%までは減算されない。また、緊急その他の事情により併設の短期入所生活介護事業所の空床を利用する場合は入所定員の5%までは減算されない。(平15、4版 VOL2 問11)

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
<p>ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービスについて</p>			<p>減算 1日につき 97/100</p>	<p>厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚生省告示第26号29)を満たさない場合</p> <p><平成12年厚生省告示第26号29において準用する6> イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><平成12年老企第43号 第5の10の(2)> ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者(「研修受講者」という。)を各施設(一部ユニット型の施設も含む。)に2名以上配置する(ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおける責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)従業者を決めてもらうことで足りるものとする。この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定介護老人福祉施設(「ユニット型施設」という。)とユニット型又は一部ユニット型の指定短期入所生活介護事業所(「ユニット型事業所」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとし、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする。(ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。) なお、平成18年4月1日の時点で上記の要件を満たす研修受講者が2名に満たない施設については、平成19年3月31日までの間に満たせばよいこととする。</p>
<p>身体拘束廃止未実施減算</p>			<p>減算 1日につき 5単位</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第25号20)を満たさない場合。</p> <p><平成12年厚生省告示第25号20> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条第5項、第42条第7項又は第54条に規定する基準に適合しないこと。</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第11条(第42条第7項については同様の内容、第54条については準用規定) 4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p>
<p>身体拘束廃止未実施減算Q&A</p>			<p>① 身体拘束廃止未実施減算については、「身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画の基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間減算する。」こととされているが、施設監査に行った際に身体拘束に係る記録を行っていないことを発見した場合、いつからいつまでが減算となるのか。また、平成18年4月前に身体拘束について記録を行っていない場合は、減算の対象となるのか。 ・身体拘束の記録を行っていない日 :平成18年4月2日 ・記録を行っていないことを発見した日 :平成18年7月1日 ・改善計画を市町村長に提出した日 :平成18年7月5日</p>	<p>① 身体拘束廃止未実施減算については、身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出し、これに基づく改善状況を3月後に報告することとなっているが、これは事実が生じた月に改善計画を速やかに提出させ、改善計画提出後最低3月間は減算するということである。したがって、お尋ねのケースの場合、改善計画が提出された平成18年7月を基準とし、減算はその翌月の同年8月から開始し、最短でもその3月後の10月までとなる。 なお、身体拘束廃止未実施減算は、平成18年4月から新たに設けられたものであることから、同月以降に行った身体拘束についての記録を行っていない場合に減算対象となる。(平18.9 インフォメーション127 問10)</p>

302 介護保健施設サービス

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜勤について			減算 97/100	<p>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号6)を満たさない場合</p> <p><平成12年厚生省告示第29号6> イ 介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき指定介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 介護保健施設サービス費を算定すべき指定介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第2号イ(1)の規定を準用する。 <第2号イ(1)> 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が2以上(指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が40以下の介護老人保健施設であって、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、1以上)であること。 (2) ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき指定介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第2号イ(2)の規定を準用する。 <第2号イ(2)> 2のユニット(指定居宅サービス基準第155条の2に規定するユニットをいう。)ごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上であること。</p>
定員超過利用減算			減算 70/100	<p>入所者の数が厚生労働大臣が定めるところ基準(平成12年厚生省告示第27号12)に該当する場合</p> <p><平成12年厚生省告示第27号12> 入所者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合</p>
人員基準欠如減算				<p>医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が厚生労働大臣が定めるところ基準(平成12年厚生省告示第27号12)に該当する場合</p> <p><平成12年厚生省告示第27号12> 入所者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合</p>

303 介護療養施設サービス

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
療養病床を有する病院における介護療養施設サービス				
夜勤について			減算 25単位	<p>療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設において、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号7イ・ロ)を満たさない場合</p> <p>＜平成12年厚生省告示第29号7イ・ロ＞ イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準第二号ロ(1)の規定を準用する。 〈第二号ロ(1)〉 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二以上であること。 (2) 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。 (3) 療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が六十四時間以下であること。 ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準第二号ロ(2)の規定を準用する。 〈第二号ロ(2)〉 ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準イ(2)の規定を準用する。</p>
夜勤体制Q&A	① 夜勤を行う職員の算定について			① 夜勤を行う看護職員の員数の算定においては、人員配置の算定上、介護職員としてみなされた看護職員についても看護職員として算定できる。(平15.4版 Q&A 15 療養型 問1)
定員超過利用減算			減算 70/100	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合。
人員基準欠如減算			減算 70/100	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ※(療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)・ユニット型療養型介護療養施設サービス費について)
			減算 90/100	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 ※(療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)・ユニット型療養型介護療養施設サービス費について)
			減算 70/100	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合
			減算 12単位	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合
			減算 90/100	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 ※(療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)・ユニット型療養型介護療養施設サービス費について)